**１　いじめ防止等についての基本的な考え**

（１）いじめの定義（文部科学省）

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している  等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影  響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該  行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 |

（２）いじめ防止等に対する本校の考え方

|  |
| --- |
| いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である  　教職員は、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、  いじめは、どの子でも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもって、学校  教育活動全体を通じた指導及び校内外の研修の充実を図り、いじめをしない・させ  ない・許さない学校環境づくりを目指す。また、どの子でもいじめの被害者にも加  害者にもなりうるという事実を踏まえ、日頃から生徒が発するわずかなサインを見  逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく。 |

**２　いじめ防止等の対策のための組織について**

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのな

　いよう、組織として対応するために、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

（１）「いじめ防止等対策委員会」について

　①　対策支援チームのメンバー

　　　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、当該担任、SC　　、児童生徒相談員。但し、個々の場面において関係の深い教員を加えることもある。　　※重大事件発生時

PTA会長、学校評議員、民生委員、市教委指導主事や安足教育事務所SSW等の外

　　部専門家等も加えて協議することにより、調査や協議の公平性や中立性を確保する。

　②　組織が担う役割

ア　学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的年間計画の作成・実行・検証・　修正の中核としての役割

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共　有を行う役割

エ　いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅　　　速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決　　　定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

**３　いじめの防止等に関する措置**

（１）いじめの未然防止のための取組

　①　いじめについての共通理解を図る。

②　いじめに向かわない態度や能力を育成する。

　③　わかる授業づくりを進める。

　④　基本的な規律指導を再確認し進める。

⑤　自己有用感を育む。

⑥　生徒会を中心に「いじめ防止活動」の推進をする。

⑦　地域や関係機関との連携を行う。

（２）いじめの早期発見

　①　早期発見のための教職員の姿勢

ア　たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑問を持って、早い段階　から複数の教職員でかかわり、いじめを積極的に認知する。

イ　生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さない。

ウ　教職員相互が積極的に情報の共有と校種間での適切な引継ぎ

②　早期発見のための具体的な取組

ア　定期的な悩みや生活アンケート（各学期１回）調査やいじめ調査を行う。

イ　学級内の人間関係を捉える調査の実施（QUの活用）

ウ　教育相談、家庭訪問、三者相談などの定期の相談活動を実施する。

エ　保健室、相談室の利用等の周知を広くする。

（３）いじめへの対応

　①　基本的な考え方

ア　発見・通報を受けた場合には、一人もしくは特定の教職員で抱え込まず、速や　かに組織的に対応する。

イ　被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を　指導する。

ウ　加害生徒の指導は、社会性の向上や生徒の人格形成に主眼を置いて指導する。

エ　教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携　し、対応に当たる。

　②　いじめへの実際の対応

　　「いじめのサイン」の確認と共有化：県の指導資料参照

**４　重大事態への対処**

（１）重大事態とは法第２８条第１項において、次の１又は２の場合と定められている。

|  |
| --- |
| １　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生　じた疑いがあると認めるとき。  　○生徒が自殺を企画した場合　　　　　○身体に重大な傷害を負ったとき  　 ○金品等に重大な被害を被ったとき　 ○精神性の疾患を発症したとき  ２　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀な　くされている疑いがあると認められるとき。  　○相当の期間とは年間３０日を目安とする  　 ○ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、学校で判断する |

（２）重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法（概要）」：総則の重大事態への対処参照

　※　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出が合った場合は、市教委　　報告後学校が調査。

**５　県関係の相談機関**

|  |
| --- |
| 栃木県安足教育事務所「いじめ・不登校対策チーム」（相談専用）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡０２８３－２３－５４７９  いじめ相談「さわやかテレホン」 ℡０２８－６６５－７５６４  　栃木県教育研究所「希望のダイヤル」 ℡０２８－６２１－４１５２  いじめ相談「さわやかテレホン」 ℡０２８－６２７－５５８８  　家庭支援相談事業「テレホン児童相談」 ℡０２８－６６５－７７８８ |

**６　いじめ防止の取組に関する点検と評価**

（１）「いじめの理解と対応」の改訂版の「学校用いじめ問題への取組チェックポイント」　　を活用し、学校としての対応を評価する。

（２）「いじめの理解と対応」の改訂版の「教職員用いじめ問題への取組チェックポイン　　ト」を活用し、教職員一人一人のいじめに関する対応を評価する。